

令和 7 年第 2 回定例会

長生郡市広域市町村圏組合議会議録

令和 7 年 8 月 29 日 開会

令和 7 年 8 月 29 日 閉会

長生郡市広域市町村圏組合議会

令和7年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和7年8月29日

出席議員（17名）

1番	向後研二君	2番	石毛隆夫君
3番	岡沢与志隆君	4番	鈴木敏文君
6番	常泉健一君	7番	小関義明君
8番	森佐衛君	9番	麻生安夫君
10番	小川清隆君	11番	阿井市郎君
12番	岡本高直君	13番	梅澤哲夫君
14番	酒井良信君	15番	三枝新一君
16番	本吉敏子君	17番	松野唱平君
18番	御園生明君		

欠席議員（1名）

5番 ますだよしお君

説明のため会議に出席した者の職氏名

管理 者	市原淳君	副管理 者	馬淵昌也君
副管理 者	田中憲一君	副管理 者	小高陽一君
副管理 者	緑川輝男君	副管理 者	月岡清孝君
副管理 者	平野貞夫君	病院事業管理者	阿部恭久君
教育長	富田浩明君	代表監査委員	片岡修君
事務局長	石崎康志君	消防長	丸宏史君
水道部長	白井光夫君	公立長生病院事務部長	柴崎勲君
事務局次長	本間一裕君	事務局副参事 (環境衛生課長事務取扱)	杉崎正文君
消防本部次長 (警防課長事務取扱)	石井清治君	水道部次長 (管理課長事務取扱)	大和久正君
公立長生病院事務部次長	堺谷正男君	事務局総務課長	鳥山禎幸君
医療民生課長	唐津ひろみ君	公立長生病院総務課長	大木克巳君
環境衛生課主幹	渡邊稔也君	会計管理者	岡澤宏幸君

消防本部 総務課長	高橋明宏君	環境衛生 センター所長	安井一仁君
温水センター所長	西尾仁美君	長南聖苑所長	本吉智久君
視聴覚教材 センター所長	本吉篤君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	岡澤靖江	書記	秋葉正人
書記	野元保裕	書記	大塚将史

議事日程

令和7年8月29日 午前10時開議

- 第1 議席の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 常任委員会委員の選任
- 第5 認定案第1号から認定案第4号の上程説明及び質疑
- 第6 議案第1号 令和6年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計未処分利益剩余金の処分について
- 第7 議案第2号 令和7年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第3号 令和7年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1号）
- 第9 議案第4号 令和7年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第5号 長生郡市広域市町村圏組合水道事業特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第11 議案第6号 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第7号 長生郡市広域市町村圏組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第8号 長生郡市広域市町村圏組合特別会計条例を廃止する条例の制定について

第14 議案第 9号 契約の締結について

第15 議案第10号 変更契約の締結について

第16 議案第11号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

○議長（麻生安夫君） おはようございます。

開会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

8月5日、長柄町議会の議長改選に伴い、組合規約第5条第2項の規定により、議長職議員として三枝新一議員が本組合の議員となられました。今後の御活躍を御期待申し上げます。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業資金不足比率について、8月8日付で管理者から報告がありました。先般、議案と一緒に届けさせていただきましたので、御了承をお願いいたします。

また、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。本日、お手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

書面による報告は、以上であります。

次に、本日定例会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付させてございますので、御了承願います。

なお、5番ますだよしお君から欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

午前10時00分開会

○議長（麻生安夫君） ただいまから、令和7年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は17名であります。よって定足数に達し、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

先ほど、議会運営委員会を開き、今定例会の運営等について協議をいたしましたので、その内容について議会運営委員会委員長に報告を求めます。

石毛議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（石毛隆夫君） 議会運営委員会の報告を申し上げます。

先ほど議会運営委員会を開催し、令和7年第2回定例会の日程及び会議の運営方法について協議をいたしましたので、その結果を報告いたします。

お手元に、本定例会の議事日程を配付してございますので、御覧いただきたいと存じます。

日程第1といたしまして、「議席の指定」を行います。

日程第2といたしまして、「会議録署名議員の指名」を行います。

日程第3といたしまして、「会期の決定」を行います。この会期でございますが、提案されております議案等の内容から、本日1日としたいと思います。

日程第4といたしまして、「常任委員会委員の選任」を行います。

日程第5は、認定案第1号から第4号の上程説明を受けた後、質疑を行います。

なお、詳細なる審議は決算審査特別委員会が設置されることとなりますので、その委員会の中で審議されますようお願いしたいと思います。また、決算審査特別委員会委員につきましては慣例によりまして、茂原市選出議員3名、町村選出議員各1名の合計9名をもって構成し、委員の選出については議会委員会条例第7条第1項により、議長が議会に諮って指名することになります。

日程第6から第16につきましては、議案11件でございます。この議案11件につきましては、各々上程説明を受けた後、委員会付託を省略し、直ちに審議、採決をするようお願いいたします。このうち、人事案件につきましては、上程説明を受けた後、委員会付託を省略するとともに、質疑と討論をも省略し、直ちに採決するようお願いをいたします。

なお、採決の方法は起立によりお願いしたいと思います。

以上が今定例会の運営に関する協議決定事項であります。

議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（麻生安夫君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

本日の議事日程は、ただいま議会運営委員会委員長から報告があったとおりでありますので、御了承願います。

それでは、これより日程に基づき議事に入ります。

日程第1「議席の指定」を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、本職において指定いたします。

15番に三枝新一議員を指定いたします。

日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第81条の規定により、本職において指名をいたします。

10番小川清隆議員、11番阿井市郎議員の両名を指名いたします。

日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、今回提出されました議案の内容と議会運営委員会の意向を尊重し、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第4「常任委員会委員の選任」を議題といたします。

委員の選任は、議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名します。

総務委員会委員に、15番三枝新一君を指名いたします。

お諮りいたします。

以上のとおり、総務委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は10時20分といたします。

なお、総務委員会委員の方は第2研修室へお集まりください。

午前10時05分休憩

午前10時13分再開

○議長（麻生安夫君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

ここで報告いたします。

休憩中、別室において総務委員会が開かれ、空席でありました委員長に梅澤哲夫君が選任されました。

会議を続けます。

ここで管理者から挨拶の申出がありましたので、これを許します。

管理者、市原淳君。

○管理者（市原 淳君） 皆様、おはようございます。

令和7年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、本定例会に御出席を賜り、厚く御礼を

申し上げます。

また、日頃より広域行政の進展に御指導、御協力を賜り、重ねて感謝を申し上げる次第でございます。

先ほど議長から御報告がありましたが、8月5日に行われました長柄町議会におきまして当組合議員が選出され、議長職議員として三枝新一議員が就任、また、議会選出議員として本吉敏子議員が再任されました。

議員各位におかれましては、広域行政のさらなる進展のため、御支援御協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

また、既に御承知のとおり、組合議員を退任されました柴田孝氏におかれましては、今月18日に御逝去されました。在任中は広域行政の進展のため、多大なる御尽力をいただきましたことに衷心より御礼を申し上げるとともに、ここに謹んで哀悼の意を表します。

さて、執行部におきましては、5月に行われた白子町長選挙において、緑川輝男町長が当選されました。私どもそれぞれが広域組合の管理者、副管理者としてその職務に専念していく所存ですので、議員各位におかれましては、今後とも御理解、御協力をよろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

なお、白子町長を退任されました石井和芳氏におかれましては、当組合の副管理者として広域行政の進展のために御尽力をいただきましたことに衷心より御礼を申し上げます。

ここで、行政報告をさせていただきます。

初めに、環境衛生の関係でございます。

ごみ集積所に出される1世帯当たりの燃えるごみの排出量は、核家族化、単身世帯や高齢者のみの世帯数の増加などにより減少しており、家庭ごみの搬出様態の多様化に伴い、燃えるごみ専用袋の小さいサイズの追加について、多くの要望が寄せられておりました。

こうしたことから、市町村と協議検討した結果、住民の利便性の向上とごみの減量化の推進を図ることを目的とし、10リットルの燃えるごみ専用袋を追加導入しようとするため、本定例会におきまして使用料及び手数料条例の一部改正について御提案させていただいております。

次に、新最終処分場建設事業についてですが、議員の皆様、地元地区の皆様の御理解と御協力により、おおむね順調に事故なく工事が進捗しているところでございます。各工事の令和7年7月末現在の進捗状況は土木建築工事が進捗率50.4%で、現在埋立地となる貯留構造物工事が完了し、今後は屋根部分となる被覆工事に着手してまいります。

また、浸出水処理施設建設工事は進捗率28.6%で、現在、建屋工事を進め、各種設備機器類の据付けを行っております。今後も令和8年11月の工事完了に向け、引き続き適正な施工管理の下、安全第一で工事を進めてまいります。

また、去る6月2日に開催された令和7年第2回組合議会臨時会において予算を御可決いただきました、新最終処分場の防災調整池のり面対策工事につきましては、先般仮契約を締結したことから、本定例会におきまして変更契約の締結についての議案を御提案させていただいております。

次に、消防の関係でございます。

常備消防について、（仮称）西消防署の庁舎建設工事の入札を7月31日に行い、落札業者と仮契約を締結いたしましたので、本件につきましても、契約の締結について議案を提出させていただいております。

続いて、長生病院の関係ですが、令和2年度から取り組んだ経営改善の取組について、アクションプラン評価委員会から5年間の総合評価と今後の方向性について御意見をいただいたところでございます。

この結果を尊重して、引き続き経営改善に努めながら、他の病院との再編、ネットワーク化や経営形態の見直しについても調査研究を進めてまいります。

さて、本定例会におきましては、令和6年度各会計決算の認定案をはじめ、15案件について御審議をお願い申し上げるところでございます。

私からは、令和6年度の各会計における決算につきまして、内容を申し上げます。

まず、認定案第1号の一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入総額は78億9,073万円余、歳出総額は76億4,518万円余となり、歳入歳出差引残額は2億4,554万円余となりました。また、翌年度へ繰り越すべき財源1,133万円余を控除した実質収支は2億3,421万円余となりました。

次に、認定案第2号の特別会計火葬場斎場事業費歳入歳出決算でございますが、歳入総額は1億9,390万円余、歳出総額は1億7,759万円余となり、歳入歳出差引残額は1,630万円余となりました。また、翌年度へ繰り越すべき財源1,093万円余を控除した実質収支は537万円余となりました。今後とも関係市町と十分連携を図り、適正な管理運営に努めてまいる所存であります。

次に、認定案第3号の水道事業会計決算でありますが、給水人口13万6千人余、給水世帯数6万4千世帯余、年間総給水量は1,931万立方メートル余となりました。年間有収水量は1,

606万立方メートル余で、前年度に比べ0.7%減少いたしました。経理状況でございますが、水道事業収益は46億8,996万円余で水道事業費用は44億4,313万円余となり、2億4,683万円余の純利益となりました。また、資本的収支につきましては、資本的収入が7億3,696万円余で、資本的支出が23億4,833万円余となり、資本的収入が資本的支出に不足する額16億1,137万円余は当年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。今後とも水需要に対応した安定給水に努め、健全な運営をしていく所存でございます。

次に、認定案第4号の病院事業会計決算であります。業務量につきましては、入院患者数は年間延べ3万5,400人余、前年度比に比べ31.9%増、また、外来患者数は7万9,600人余で前年度とほぼ同じとなりました。経理状況につきましては、病院事業収益の決算額は35億6,557万円余で、病院事業費用の決算額は35億9,388万円余となり、2,830万円余の純損失となりました。また、資本的収支については、資本的収入が3億2,730万円余で資本的支出が4億2,463万円余となり、資本的収入が資本的支出に不足する額9,732万円余は過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。医療を取り巻く環境は、医療人材の不足、人件費や材料費の高騰など、依然として厳しい環境が続いているが、収益の向上を図るため、病床を効率よく稼働させるなど、一層の経営改善に努めてまいります。今後も長生病院が圏域内唯一の公立病院としてその役割を果たしていくよう、議員各位におかれましては引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、各会計決算の認定案提出に当たり、監査委員に審査をお願いし、様々な御意見や御指導をいただいておりますので、十分留意し、経費節減と適正な業務の執行を図りながら、住民の皆様が安心して暮らせる地域づくりに努めてまいる所存でございます。

以上が各会計の令和6年度決算の概要となりますが、その他の議案も含め、それぞれの担当者から説明をいたしますので、議員各位におかれましては、慎重なる御審議をいただきまして御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げ、議会の開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 御苦労さまでした。

以上で、管理者の挨拶は終わります。

日程第5「認定案第1号から認定案第4号の上程説明及び質疑」を議題といたします。

まず、認定案第1号について提案理由の説明を求めます。

石崎事務局長。

○事務局長（石崎康志君） 「認定案第1号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算」の認定につきまして、御説明申し上げます。

お手元に配付してございます決算の概要の1ページをお開きください。1ページをお願いいたします。

上段の表、1歳入歳出決算額（対前年度比）を御覧ください。

一般会計の歳入総額は78億9,073万6,902円、歳出総額は76億4,518万7,695円となりました。歳入歳出差引残額は2億4,554万9,207円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1,133万4,000円を控除した実質収支は2億3,421万5,207円となりました。

なお、対前年度比では歳入が13億5,047万円余、20.6%の増、歳出が13億6,281万円余、21.7%の増、実質収支は7,408万円余、46.3%の増となりました。

続きまして、歳入の概要を御説明いたします。

7ページをお開きください。7ページをお願いいたします。

2-1歳入科目別決算額（対予算比）の表でございます。

まず、1款1項1目市町村負担金でございますが、収入済額は予算現額と同額の49億9,103万円余となりました。

次に、2款使用料及び手数料でございますが、収入済額は8億1,810万円余となり、予算現額より2,466万円余の増額となりました。増額となった主な要因は、1項2目衛生使用料で、夜間急病診療所の利用者数及び単価の伸びによる診療使用料の増、また、2項1目衛生手数料で、し尿処理量、燃えるごみ専用袋の販売数及びごみ処理場への直接搬入量の増に伴う一般廃棄物収集処理手数料の増によるものでございます。

次に、3款1項国庫補助金でございますが、収入済額は5億4,169万円余となり、予算現額より2,614万円余の減額となりました。減額となった主な要因は、1目衛生費国庫補助金で、新最終処分場建設事業の土木建築工事において、防災調整池工事箇所でのり面の崩落が生じたことなどにより予定の出来高に達しなかったことに伴い、循環型社会形成推進交付金が減額となったことによるものでございます。

次に、5款財産収入でございますが、収入済額は1,812万円余となり、予算現額より126万円余の増額となりました。増額となった主な要因は、2項1目物品売払収入において清掃用廃車車両の売却収入の増によるものでございます。

次に、7款諸収入でございますが、収入済額は1億3,145万円余となり、予算現額より337万円余の増額となりました。増額となった主な要因は、2項1目雑入において、売却電気料

金の制度変更に伴う系統連系受電サービス分の増によるものでございます。

次に、8款組合債でございますが、収入済額は11億1,580万円となり、予算現額より1億270万円の減額となりました。減額となった主な要因は、1項1目衛生債において、新最終処分場建設事業の土木建築工事が出来高に達しなかったこと及び一般財源との更正を行ったことによる減、また、2目消防債においても消防庁舎建設事業及び千葉県防災行政無線設備再整備負担金の財源を一般財源との更正を行った減によるものでございます。

次に、9款1項1目衛生費寄附金でございますが、収入済額は予算現額と同額の100万円となりました。この寄附金は、清水三郎医師から地域医療の充実に対する指定寄附を受けたもので、中学生を対象とした救急実技講習事業において使用する心肺蘇生法トレーニングキット一式3組の購入整備に充てさせていただいたものでございます。

続きまして、歳出の概要を御説明いたします。

8ページを御覧ください。8ページをお願いいたします。

3-1歳出科目別決算額（対予算比）の表でございます。

まず、2款総務費でございますが、市町村等職員の研修委託、組合管理棟設備等更新工事として空調設備更新工事、屋上防水層更新工事及び照明器具改修工事などで、2億5,575万円余を執行いたしました。

なお、1項4目諸費の過年度分市町村負担金精算還付金6,234万円を含んでおります。

次に、3款民生費でございますが、3,953万円余を執行いたしました。

1項介護認定費でございますが、介護認定システムの借上げを含む介護認定審査会の運営で3,348万円余を執行いたしました。

2項障害支援区分認定費でございますが、障害支援区分認定審査会の運営で、604万円余を執行いたしました。

次に、4款衛生費でございますが、38億6,789万円余を執行いたしました。

1項保健衛生費でございますが、夜間の待機施設業務委託、休日の在宅当番医制業務委託及び長生郡市夜間急病診療所の管理運営などで、2億9,970万円余を執行いたしました。

続いて、2項清掃費でございますが、まず、一般廃棄物の収集、運搬及び処理として、2目し尿処理費では、汚泥再生処理センターの長期包括運営業務などで、1億3,277万円余を執行、3目可燃物処理費では、可燃物収集業務委託、ごみ焼却施設運転管理業務委託及び焼却灰外部運搬処理業務委託などで、10億8,517万円余を執行、4目不燃物処理では、不燃物収集業務委託、粗大ごみ処理施設運転管理業務委託及びごみ受入選別作業等業務委託などで、

2億937万円余を執行、5目最終処分場費では、浸出水処理施設運転管理業務委託などで、2億2,247万円余を執行いたしました。

6目資源化推進費でございますが、容器包装廃棄物の分別収集及び処理として、紙類等収集業務委託、ごみ受入選別作業等業務委託及び瓶等収集業務委託などで、1億9,602万円余を執行いたしました。

7目新最終処分場建設費でございますが、新最終処分場建設事業などで、14億9,398万円余を執行いたしました。

なお、新最終処分場は、令和8年11月の竣工を予定しております。

8目温水センター屋外施設費でございますが、屋外施設の管理業務委託などで、378万円余を執行いたしました。

9目一般廃棄物処理施設建設基金費でございますが、構成市町村の意向により、5,236万円余を基金に積立てました。

次に、5款消防費でございますが、29億301万円余を執行いたしました。

1項2目非常備消防費でございますが、1,209人分の消防団員の年額報酬及び出動報酬、また、消防用ホース及び活動服等被服購入の消防団総合整備事業などで、1億2,958万円余を執行いたしました。

3目常備消防施設費でございますが、西消防署及び南消防署の消防庁舎建設事業、車両の更新として高規格救急自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊ポンプ自動車の購入、また、ちば消防共同指令センター指令システム全体更新事業負担金などで、3億4,551万円余を執行いたしました。

4目非常備消防施設費でございますが、構成市町村、それぞれからの要望事業として、消防団車両の更新購入、また、消火栓の新設負担金などで、1億431万円余を執行いたしました。

次に、6款教育費でございますが、視聴覚教材センターの管理として、ICT情報通信技術研修の委託、また、視聴覚用備品、社会教育用教材及び学校教育用教材の購入などで、1,993万円余を執行いたしました。

次に、7款公債費でございますが、汚泥再生処理センター建設費、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業費、常備消防の消防庁舎建設費及び消防車両の購入費などの組合債、5億5,705万円余の元利償還をいたしました。

以上が、一般会計の歳入歳出決算の概要でございます。

なお、一般会計をはじめ各会計の決算認定につきましては、監査委員の審査意見書を付してございます。決算審査の過程におきましても、御意見、御指導をいただいておりますので、今後も十分留意いたしまして、住民サービスの向上に一層の努力をしてまいります。よろしく御審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 御苦労さまでした。

続いて、認定案第2号について提案理由の説明を求めます。

石崎事務局長。

○事務局長（石崎康志君） 「認定案第2号令和6年度長生郡市広域町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業歳入歳出決算」の認定について、同じく決算概要で御説明申し上げます。

恐れ入ります。11ページをお開きください。11ページをお願いいたします。

上段の表、1歳入歳出決算額（対前年度比）を御覧ください。

歳入総額は1億9,390万4,509円、歳出総額は1億7,759万7,937円となりました。歳入歳出差引残額は1,630万6,572円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1,093万4,000円を控除した実質収支は537万2,572円となりました。対前年度比では歳入が46万円余、0.2%の増、歳出が265万円余、1.5%の減、実質収支では780万円余、59.2%の減となりました。

続きまして、歳入の概要から御説明いたします。

中段の表、2歳入款別決算額（対予算比）を御覧ください。

まず、1款1項1目市町負担金でございますが、茂原市、長柄町及び長南町からの負担金で、収入済額は予算現額と同額の1億3,172万円余となりました。

次に、2款1項1目使用料でございますが、収入済額は4,883万円余となり、予算現額より179万円余の増額となりました。増額となった主な要因は、火葬件数及び式場等の使用実績によるものでございます。

次に、4款諸収入でございますが、収入済額は16万円余となり、予算現額より6万円余の増額となりました。増額となった主な要因は、金利上昇による預金利子の増によるものでございます。

次に、歳出の概要について、御説明いたします。

下段の表、3歳出款別決算額（対予算比）を御覧ください。

1款事業費でございますが、火葬場・斎場の管理といたしまして、火葬業務の委託、また、空調機等改修工事及び火葬炉設備更新工事などで、1億7,759万円余を執行いたしました。

なお、1項2目諸費の過年度分市町負担金精算還付金1,217万円余を含んでおります。

以上が、特別会計火葬場・斎場事業費の歳入歳出決算の概要でございます。よろしく御審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 御苦労さまでした。

続いて、認定案第3号について提案理由の説明を求めます。

白井水道部長。

○水道部長（白井光夫君） 「認定案第3号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計決算」について、決算の概要にて御説明申し上げます。

決算の概要の14ページをお開きください。14ページをお願いします。

最初に、業務量の状況でございますが、1の給水世帯数は前年度より0.3%増の6万4,870世帯、一方、2の給水人口は前年度より1.1%減の13万6,487人となりました。

3の年間総給水量は0.5%増の1,931万4,815立方メートル、表の一番下の5の年間有収水量は0.7%減の1,606万8,823立方メートルとなりました。

次に、1の水道事業収益及び費用について、水道事業収益でございます。下の表を御覧ください。水道事業収益は前年度に対して4,647万円余、1%減の46億8,996万7,269円となりました。

1項営業収益は、前年度に対して1,509万円余、0.4%減の36億2,450万円余となりました。主な内訳として、1目給水収益は、前年度に対して1,124万円余、0.3%減の36億1,656万円余となり、家事用、工場用水量の減少によるものでございます。

2項営業外収益は、前年度に対して3,137万円余、2.9%減の10億6,546万円余となりました。主な内訳として、2目給水申込納付金は、前年度に対して3,841万円余、26.1%減の1億894万円余となり、茂原市の新規申込件数が減少したことによるものでございます。

3目市町村負担金は、高料金対策として構成市町村からの負担金で、前年度と同額の4億290万円となり、4目県補助金は、市町村水道総合対策事業補助金で前年度に対して102万円余、0.3%増の3億8,228万円余となりました。

5目長期前受金戻入は、工事負担金等により取得した資産に係る減価償却費見合い分を収益化したもので、前年度に対して634万円余、4%増の1億6,353万円余となりました。

15ページをお開きください。15ページをお願いします。

水道事業費用でございます。下の表を御覧ください。水道事業費用は前年度に対して5,128万円余、1.2%増の44億4,313万3,666円となりました。

1項営業費用は、前年度に対して5,949万円余、1.4%増の42億5,068万円余となりました。

主な内訳として、1目原水及び浄水費は前年度に対して2,468万円余、1%増の25億4,186万円余となり、電気料金の上昇に伴う動力費増などによるものでございます。

2目配水及び給水費は、前年度に対して3,577万円余、9.7%増の4億640万円余となり、配水施設等修理に係る修繕費の増などによるものでございます。

4目業務費は、前年度に対して20万円余、0.1%減の2億3,991万円余となり、5目総係費は、前年度に対して3,205万円余、21.5%増の1億8,147万円余となり、人件費・委託料の増によるものでございます。

6目減価償却費は、資産価値の減少分を費用化したもので、前年度に対して3,022万円余、3.4%減の8億5,913万円余となりました。

2項営業外費用は、前年度に対して628万円余、3.2%減の1億9,244万円余となりました。主な内訳として、1目支払利息及び企業債取扱諸費は前年度に対して684万円余、4.6%減の1億4,214万円余となりました。

特別損失につきましては、令和6年度の計上はございませんでした。

16ページを御覧ください。16ページをお願いします。

水道事業の損益計算ですが、上の表、損益計算のとおり、収益から費用を差し引いた当年度純利益は2億4,683万3,603円となり、前年度に対して9,775万円余、28.4%減少いたしました。

次に、1立方メートル当たりの供給単価・給水原価でございます。上段の供給単価は料金設定の低い家事用水量の割合が減少したことにより225.07円となり、前年度に比べ0.96円増となりました。

また、3つ下の欄、給水原価は、動力費・配水施設修理費などが増加したことにより、266.33円となり、前年度に比べ4.85円増となりました。

次に、2の資本的収入及び支出についてです。

資本的収入でございます。下の表を御覧ください。

資本的収入は、前年度に対して1億9,234万円余、20.7%減の7億3,696万8,668円となりました。

1項企業債は、前年度に対して2億6,770万円、34.8%減の5億50万円となり、2項国庫補助金は、前年度に対して549万円余、6.6%減の7,819万円余となりました。

3項負担金は、前年度に対して8,085万円余、104.5%増の1億5,826万円余となり、河川改修に伴う配水管移設などの負担金収入の増によるものでございます。

次に、17ページをお開きください。17ページをお願いします。

資本的支出でございます。中ほどの表を御覧ください。

資本的支出は、前年度に対して182万円余、0.1%増の23億4,833万8,758円となりました。

1項建設改良費は、前年度に対して5,776万円余、4.1%増の14億5,672万円余となりました。主な内訳として、1目消火栓工事費は前年度に対して342万円余、20.6%減の1,320万円となり、設置数の減少によるものでございます。

2目建設事務費は、前年度に対して308万円余、2.6%増の1億2,009万円余となり、人件費の増によるものでございます。

3目原水施設費は、前年度に対して3,505万円余、31.3%減の7,710万円余となり、取水浄水施設工事費用の減によるものでございます。

4目配水施設費は、前年度に対して8,981万円余、7.8%増の12億3,451万円余となり、配水管布設替え工事等に係る費用の増によるものでございます。

2項企業債償還金は、前年度に対して4,406万円余、5.2%増の8億9,161万円余となりました。

投資につきましては、令和6年度の計上はございませんでした。

この結果、表の下に記載しましたが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額16億1,137万円余は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金により補填いたしました。下の表及び18ページに主な建設改良事業について記載しております。

最後に、18ページの下段の表、企業債残高でございます。

令和6年度末の企業債残高は100億8,088万円余となり、前年度と比較し、3億9,111万円余の減少となりました。

以上が、令和6年度水道事業会計決算の概要でございます。よろしく御審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 御苦労さまでした。

次に、認定案第4号について提案理由の説明を求めます。

柴崎病院事務部長。

○公立長生病院事務部長（柴崎 勲君） 「認定案第4号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計決算」の認定について御説明申し上げます。決算の概要で御説明申し上げます。

決算の概要の19ページを御覧ください。19ページをお開きください。

初めに、上段の表、業務量の状況について御説明いたします。

1 病床数につきましては、許可病床180床のところB棟の52床を休床しており、128床で運用いたしました。

2 年間患者数につきましては、入院の年間延べ患者数は3万5,460人で、前年度に対し8,576人の増、1日平均では23.7人の増となりました。増の要因といたしましては、コロナの影響がなくなり、入院100人プロジェクトに取り組んだことなどが上げられます。

入院単価は4万6,675円で、前年度に対し、16円の減でほぼ横ばいとなりました。

次に、外来の年間延べ患者数は7万9,671人で、前年度に対し27人の増となりましたが、診療日数が1日多かったことから、1日平均では1.2人の減となりました。

なお、減の要因といたしましては、前年度に対し発熱患者が減少したことなどが上げられます。

外来単価は1万859円で、前年度に対し220円の減となりました。減の要因といたしましては、発熱患者の減少に伴う診療報酬の減などが上げられます。

次に、病院事業収益及び費用について御説明いたします。

初めに、病院事業収益でございますが、下段の表を御覧ください。

1 款病院事業収益は35億6,557万3,063円で、前年度に対し3億7,464万7,234円、11.7%の増となりました。

1項医業収益は28億6,655万8,552円で、前年度に対し3億8,733万円余、15.6%の増となりました。主な要因といたしましては、1目入院収益が16億5,511万円余で、入院患者数の増等により前年度に対し3億9,987万円余の増となったものでございます。

2項医業外収益は6億9,901万円余で、前年度に対し4,653万円余、7.1%の増となりました。主な要因といたしましては、2目市町村負担金が5億3,645万円余で、退職手当負担金に要する経費負担分の増などにより、前年度に対し5,987万円余の増となったものでございます。

3項特別利益は、新型コロナウイルス感染症対応に係る補助金の減などにより、前年度に対し皆減となりました。

次に、20ページ中段の表を御覧ください。

病院事業費用について御説明いたします。

1款病院事業費用は35億9,388万1,012円で、前年度に対し2億9,542万6,414円、9%の増となりました。

1項医業費用は34億5,958万円余で前年度に対し3億68万円余、9.5%の増となりました。主な内訳といたしましては、1目給与費は22億5,308万円余で、退職手当負担金や人事院勧告に準じた給与費の増などにより、前年度に対し2億903万円余の増となったものでございます。

2目材料費は5億3,547万円余で、入院患者数の増加に伴う診療材料の増や物価高騰の影響等による薬品費や診療材料費の増などにより、前年度に対し6,673万円余の増となったものでございます。

2項医業外費用は1億3,429万円余で、前年度に対し525万円余、3.8%の減となりました。主な内訳といたしましては、3目雑支出は1億668万円余で修学資金義務年限終了に伴う費用化の減により、前年度に対し747万円余の減となったものでございます。

この結果、下段の表の一番右下のところになりますが、病院事業収益から病院事業費用を差し引きまして、2,830万7,949円の純損失となりました。

続きまして、21ページを御覧ください。21ページになります。

資本的収入及び支出について御説明いたします。

初めに、上段の表の資本的収入から御説明いたします。

1款資本的収入は3億2,730万円余で、前年度に対し1,998万8,000円、6.5%の増となりました。内訳としましては、1項企業債は2億4,710万円で、医療機器整備等の財源に充てたもので、前年度に対し5,070万円の増となったものでございます。

3項国庫補助金は198万円余で、医療情報システムに係る交付金分の減により、前年度に対し3,801万円余の減となったものでございます。

次に、中段の表、資本的支出でございますが、1款資本的支出は4億2,463万3,482円で、前年度に対し7,007万8,518円、19.8%の増となりました。主な内訳といたしましては、1項建設改良費、1目資産購入費は2億1,227万円余で、MRⅠ更新分の増などにより、前年度に対し1億5,021万円余の増となったものでございます。

2項企業債償還金は1億4,922万円余で、前年度実施したC棟の屋上防水工事やB棟のエレベーター改修工事分の償還が始まったことにより、前年度に対し1,782万円余の増となったものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額9,732万5,482円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、認定案第4号令和6年度病院事業会計決算の概要について御説明いたしました。よろしく御審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 御苦労さまでした。

以上で、認定案第1号から認定案第4号までの説明が終わりました。

ここで、監査委員に監査報告を求めます。

片岡代表監査委員、お願いします。

○代表監査委員（片岡 修君） 監査委員を務めております片岡でございます。

監査報告を申し上げます。

去る7月17日、組合管理棟ふれあいホールにおきまして議会選出の阿井監査委員とともに、令和6年度の長生郡市広城市町村圏組合一般会計、特別会計、水道事業会計及び病院事業会計の各決算、また、公営企業であります水道及び病院事業における経営健全性についての審査を行いました。それらの審査の結果について申し上げます。

まず、各会計の決算についてでございますが、決算に関わる関係帳簿などは関係法令に基づき調製されており、各会計の計数は正確で予算の執行内容も適正であると認められました。

次に、水道及び病院事業の経営健全性についてですが、提出されました関係書類を審査いたしましたところ、両事業会計とも資金不足額は生じておらず、資金不足比率は算定されていないことから、経営の健全性が認められましたので、8月8日付で決算並びに経営健全化審査意見書を管理者に提出したところでございます。

なお、申し添えますと、各会計の決算に関わる所見と経営健全化審査意見につきましては審査意見書に取りまとめてございますので、御覧いただきたいと存じます。

以上で監査報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（麻生安夫君） 御苦労さまでした。

これで監査報告は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定案4件については、質疑終了後、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

したがって、認定案第1号から認定案第4号までは、決算審査特別委員会を設置し、これ

に付託して閉会中に審査することに決定いたしました。

認定案第1号から認定案第4号についてこれより質疑に入ります。詳細な質疑については決算審査特別委員会が設置されますので、その委員会で審査、質疑をお願いすることにし、この場では総括的な質疑ということでお願いいたします。

まず、認定案第1号についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） では、これで認定案第1号の質疑を終わります。

続いて、認定案第2号について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） これで認定案第2号の質疑を終わります。

続いて、認定案第3号についての質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） これで認定案第3号の質疑を終わります。

続いて、認定案第4号についての質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） ないようですので、認定案第4号の質疑を終わります。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会を設置するに当たり、委員構成は茂原市3名、町村1名ずつの計9名の委員をもって構成したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

したがって、茂原市3名、町村1名ずつの計9名の委員をもって構成することに決定いたしました。

決算審査特別委員会委員の選任については議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名します。

2番石毛隆夫君、3番岡沢与志隆君、4番鈴木敏文君、8番森佐衛君、10番小川清隆君、12番岡本高直君、14番酒井良信君、16番本吉敏子君、18番御園生明君。

お諮りいたします。

以上、9名を決算審査特別委員会委員に指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました9名を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時30分といたします。

なお、ただいま選任されました決算審査特別委員の方は第2研修室にお集まりください。

午前11時15分休憩

午前11時30分再開

○議長（麻生安夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に別室におきまして決算審査特別委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選がありました。その結果、委員長に10番小川清隆君が、副委員長に3番岡沢与志隆君が選ばれましたので、御報告いたします。

日程第6「議案第1号令和6年度長生都市広域市町村圏組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白井水道部長。

○水道部長（白井光夫君） 「議案第1号令和6年度長生都市広域市町村圏組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」御説明いたします。

その内容でございますが、地方公営企業法第32条第2項の規定により、利益剰余金に係る未処分利益剰余金を資本金へ組み入れることについて、議会の議決を求めるものでございます。

資料の3枚目を御覧ください。3枚目をお願いします。

上段の「令和6年度長生広域水道事業剰余金計算書説明資料」の表、中ほどの建設改良積立金ですが、改良工事の財源として7億9,382万123円を取り崩したことにより、同額が未処分利益剰余金に振り替えられます。この7億9千万円余は資金の裏づけがなくなり、利益剰余金の中で資金の裏づけがあるものとないものが混在することとなります。

下段の「令和6年度長生広域水道事業剩余金処分計算書説明資料」を御覧ください。

このことから、財務状況を明瞭に示すため、資金の裏づけのない利益剩余金を資本金へ組み入れるものでございます。

以上、未処分利益剩余金の処分についての説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第1号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計未処分利益剩余金の処分について」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7「議案第2号令和7年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）」、日程第8「議案第3号令和7年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第9「議案第4号令和7年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第1号）」を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認め、この3件を一括議題といたします。

初めに、議案第2号について提案理由の説明を求めます。

石崎事務局長。

○事務局長（石崎康志君） 「議案第2号令和7年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

議決事項につきましては、補正予算書の1ページから2ページの第2表繰越明許費補正まででございます。

補正予算書の1ページをお開きください。1ページをお願いいたします。

第1条、本案は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,570万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億6,727万2,000円にしようとするものでございます。

では、その内容を歳出から御説明申し上げます。

4ページをお開きください。4ページをお願いいたします。

中段の表、3歳出の事項別明細書でございます。

7款1項1目公債費の元金、22節償還金利子及び割引料において2,570万円の増額をお願いするものでございます。

内容といたしましては、新最終処分場建設事業の特定財源として令和5年度及び令和6年度に地方公共団体金融機構から借入れをしました組合債の一部について、千葉県による循環型社会形成推進交付金確認調査において国庫補助対象事業の考え方について指摘を受け、補助対象事業費の算定超過が判明したことに伴い、借入額が過大となった分の繰上償還が必要となったものでございます。令和5年度借入分で830万円、令和6年度借入分で1,740万円、合わせて2,570万円を繰上償還しようとするものでございます。

以上が歳出の概要でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

上段の表、2歳入事項別明細書を御覧ください。

6款1項1目1節一般廃棄物処理施設建設基金繰入金で2,570万円を基金から繰入れすることで、本補正予算における市町村負担金に増額影響を及ぼさないようにしようとするものでございます。

以上が、歳入の説明でございます。

恐れ入ります。2ページにお戻りください。2ページをお願いいたします。

下段の第2表繰越明許費補正は、新最終処分場建設事業の工期を令和8年11月まで延長したことにより、土木建設工事監理委託の履行期限を令和8年11月まで延長するために、令和7年度予算計上額2,484万6,000円のうち、令和8年度に繰り越して支出しようとする金額850万3,000円を繰越明許費補正で追加設定しようとするものでございます。

なお、土木建設工事監理委託料の契約金額を増額変更するものではありません。

また、4ページの下段に一般廃棄物処理施設建設基金の現在高等を掲載しておりますので、後ほど御確認ください。

以上、議案第2号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 御苦労さまでした。

次に、議案第3号について提案理由の説明を求めます。

白井水道部長。

○水道部長（白井光夫君） 「議案第3号令和7年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。1ページをお願いします。

初めに、第2条収益的収入及び支出、第3条資本的収入及び支出について補正予算説明書にて説明させていただきますので、16ページを御覧ください。16ページをお願いします。

収益的収入及び支出でございます。

支出の第1款水道事業費用ですが、3,284万9,000円減額し、補正後の予定額を51億4,231万8,000円にしようとするものです。その内訳ですが、第1項営業費用、1目原水及び浄水費を受水費基本料金算定に係る調整率の変更により4,202万6,000円減額しようとするものでございます。減額となる理由でございますが、算定方法の変更により当組合では受水費が急激な増額となることから、令和7年度に限り受水費の軽減措置を講じたことによるものでございます。

2目配水及び給水費につきましては、有収率の向上に向けた漏水調査業務の実施に係る委託料の増加により901万7,000円増額しようとするものでございます。

5目総係費につきましては、新たに設置する水道審議会委員の皆様の報酬として16万円を新たに計上するものでございます。

続きまして、下段の資本的収入及び支出を御覧ください。

収入の第1款資本的収入でございますが、350万円増額し、8億7,823万5,000円にしよう

とするものでございます。その内訳でございますが、第3項負担金、1目負担金を受託工事として施工する千葉県起工の白子町における道路改良工事に伴う配水管布設替え工事に係る負担金収入の増加により350万円増額し、5,780万1,000円にしようとするものでございます。

続きまして、支出の第1款資本的支出は1億284万4,000円増額し、補正後の予定額を22億6,694万5,000円にしようとするものでございます。その内訳ですが、第1項建設改良費、第3目原水施設費は不具合が生じた取水ポンプの更新費用の増加により741万4,000円増額し、3,736万4,000円にしようとするものでございます。

第4目配水施設費につきましては、市町村が実施する道路改良に伴う配水管布設替え工事や漏水事故が発生した配水管の更新工事の増加により9,543万円増額し、11億9,182万2,000円にしようとするものでございます。

恐れ入ります。1ページにお戻りください。1ページをお願いします。

このことにより、第3条資本的収入及び支出は、予算第4条本文括弧書きについて、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を13億8,871万円に改め、補てん財源を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億649万3,000円、当年度分損益勘定留保資金7億5,160万4,000円及び建設改良積立金5億3,061万3,000円で補てんすることに改めるものです。

また、第4条議会の議決を得なければ流用することができない経費につきましては、水道審議会委員の賃金の計上により16万円増額し、4億8,878万8,000円とするものでございます。

以上、令和7年度水道事業会計補正予算（第1号）の説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君）　御苦労さまでした。

次に、議案第4号について提案理由の説明を求めます。

柴崎病院事務部長。

○公立長生病院事務部長（柴崎　勲君）　「議案第4号令和7年度長生郡市広域町村圏組合病院事業会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

本案は、本年5月に株式会社合同資源様から医療機器の購入など医療提供体制充実のために御寄附いただきました300万円につきまして、資本的収入及び資本的支出の補正をしようとするものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。1ページをお願いいたします。

第2条資本的収入及び支出の予定額の補正でございますが、8ページの補正予算説明書にて御説明いたします。

最終ページの8ページを御覧ください。

収入の部、1款資本的収入は既決予算額に300万円を増額し、2億9,963万9,000円にしようとするものでございます。内容といたしましては、5項1目1節に寄附金300万円を新たに設けようとするものでございます。

次に、支出は1款資本的支出の既決予算額に300万円を増額し、4億227万5,000円にしようとするもで、1項1目1節資産購入費に電動ベッド購入分として300万円を増額しようとするものでございます。

なお、1節資産購入費の既決予算額1億3,390万円には当初予算として電動ベッド購入分500万円が含まれておりますが、さらに300万円を増額することにより、不足する電動ベッドの整備を図り、医療提供体制の充実に有効活用させていただこうとするものであります。

なお、収益的収入及び支出に変更はございません。

以上、議案第4号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

最初に、議案第2号について質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） なければ、討論を終結します。

次に、議案第3号について質疑を許します。

4番鈴木敏文君。

○4番（鈴木敏文君） 先ほど総係費の中で、水道審議会委員に係る報酬ということがあつたんですけども、これはどういうような内容で委員さんに審議を諮るのか、どのような方を委員としてするのか、内容をちょっと教えていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（麻生安夫君） 水道部長。

○水道部長（白井光夫君） ただいまのご質問の水道審議会の内容ということで、うちの方で想定しています審議会の委員なんですけれども、会長と副会長、あと委員合わせて10名程度想定しております。そのうち7名は水道の使用者ということで、各町村の代表、住民の代表かもしくは会社等ですか、そういう経営者の方を想定しております。

あと3名は有識者ということで、大学の教授、あとは議会の代表の方、そういう方を想定しております。審議会の委員はそういうことを想定しております。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 4番鈴木敏文君。

○4番（鈴木敏文君） 今回、これが新しくできるということで、今までやっていなかったのが、何で今回やって、この10名でいろいろ聞きたいよっていうのは分かるんですけども、どうして設置するのかの目的と、どういうことでやるのか、何のために設置するのかを教えていただきたい。

○水道部長（白井光夫君） この目的なんですけれども、料金の見直しということで、今まで水道料金、平成8年度から30年上げていない状況で、料金の見直しを図る時期に来ていると。料金についても今年度からの受水費の増が大きく、九十九里企業団さんから話がありまして、増えた関係で、うちの方の収支が悪化している状況がありまして、そのような状況も踏まえて適正な水道料金にしたいということで、水道審議会を立ち上げて、そこで料金を決めて、適正な料金を決めてもらいたいということで考えております。

以上です。

○4番（鈴木敏文君） はい、分かりました。ありがとうございます。

○議長（麻生安夫君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 質疑がなければ、これで質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） なければ討論を終結します。

次に、議案第4号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

1番向後研二君。

○1番（向後研二君） 資産購入費の中で、電動ベッドの購入というところがありまして、50万円の当初、プラス300万円ということなんですけれども、トータルで電動ベッドが何個で、300万円増やすことによって、いくつ増えたかというのを教えてください。

○議長（麻生安夫君） 柴崎病院事務部長。

○公立長生病院事務部長（柴崎 勲君） 現在、電動ベッドの数につきましては128床のうち27台の電動ベッドを配備済みです。今後、今年度入札を行って購入しますので、1台当たりは入札によって金額が多少変わりますが、500万円で購入できる台数を大体14台と予定しています。

今回の寄附金300万円に伴って追加できる台数を8台と考えております。合計22台、今年度追加整備できるものと考えております。既存の27台と合わせまして、令和7年度はトータルで49台になるというふうに考えております。さらに、今後は令和8年度、9年度にも50万円ずつ整備を図りまして、最終的に77台の電動ベッドの配備を図ろうと考えております。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） なければ、質疑をこれで終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第2号令和7年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第3号令和7年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1号）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

最後に、「議案第4号令和7年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第1号）」について、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、第4号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は午後1時になりますので、お願いいいたします。

午前12時00分休憩

午後12時58分再開

○議長（麻生安夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10「議案第5号長生郡市広域市町村圏組合水道事業特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

白井水道部長。

○水道部長（白井光夫君） 「議案第5号長生郡市広域市町村圏組合水道事業特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、令和7年2月に開催されました第1回議会定例会において御可決いただきました「長生郡市広域市町村圏組合水道審議会に関する条例の制定について」により、本年度設置を予定する水道審議会の委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事

項を定めるため、地方自治法第203条の2の規定に基づき、必要な条例を制定するものでございます。

以上、議案第5号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） なければ、質疑をこれで終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第5号長生郡市広域市町村圏組合水道事業特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について」を原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第6号使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明の説明を求めます。

石崎事務局長。

○事務局長（石崎康志君） 「議案第6号使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定

について」御説明申し上げます。

本案は、一般廃棄物収集処理手数料の燃えるごみ専用袋に10リットル用を追加することに伴い、所要の改正をするものでございます。

ごみ集積場に排出される燃えるごみは、核家族化、単身世帯や高齢者のみの世帯数の増加、スーパー等に設置されているリサイクルボックスの利用増などにより、1世帯当たりの排出量が減少しています。そのため、家庭ごみの排出様態も多様化していることから、小容量サイズのごみ袋の住民ニーズが高まっています。

このような現状から、住民の利便性の向上とごみの減量化を推進するため、現行の燃えるごみ専用袋の最小サイズ（20リットル）よりも小さいサイズの10リットルの小容量ごみ袋を追加するものでございます。

また、手数料は現行の算定方法で金額を算出したもので、燃えるごみ専用袋の1袋当たりの収集コストと袋の製造費、販売委託料を合わせた金額で、1枚につき20円に設定しようとするものでございます。

なお、ごみ袋の販売及び使用の開始時期は、令和8年度からといたしまして、本条例の施行日は令和8年4月1日としようとするものでございます。

以上、議案第6号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決下さいま
すようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 御苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第6号使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第7号長生郡市広域市町村圏組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

丸消防長。

○消防長（丸 宏史君） 「議案第7号長生郡市広域市町村圏組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、長生村の第6支団組織再編計画に伴う部の再編成により、役員及び班長の数を定数に改めることにより、今後各支団で組織再編成を行う際に柔軟な対応ができるようするものでございます。また、組合職員や消防団員数も定数となっていることから統一性を図るものでございます。

なお、現在も役員に欠員が生じている支団があることから、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第7号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 御苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第7号長生郡市広域市町村圏組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第8号長生郡市広域市町村圏組合特別会計条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石崎事務局長。

○事務局長（石崎康志君） 「議案第8号長生郡市広域市町村圏組合特別会計条例を廃止する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、長南聖苑建設時に懸念事項であった構成3市町以外の4町村に費用負担が及ぶことなく財務処理をすることは、組合規約を改正することなく、また、一般会計に統合しても可能であることから、特別会計条例制定の目的は既に達成しているため、特別会計条例を廃止しようとするものでございます。

さらに、特別会計を廃止し、一般会計へ統合することにより、行政事務改革として経費の削減、財務事務及び会計事務等の効率化及び簡素化を図ろうとするものでございます。

以上、議案第8号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 御苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第8号長生郡市広域市町村圏組合特別会計条例を廃止する条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14「議案第9号契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石崎事務局長。

○事務局長（石崎康志君） 「議案第9号契約の締結について」御説明申し上げます。

本案は、（仮称）西消防署庁舎建設工事に関する工事請負契約について、予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、契約の締結に当たり議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、（仮称）西消防署庁舎建設工事、契約の方法は、制限付一般競争入札で契約金額は8億6,240万円、契約の相手方は千葉県長生郡白子町牛込3909番地の6、丸信工業株式会社でございます。

恐れ入ります。2ページをお開き下さい。2ページをお願いいたします。

契約の概要でございますが、工事場所は長生郡長南町千田241番ほか2筆でございます。

工事内容につきましては、敷地面積4,938.29平方メートル、建築面積は786.39平方メートル、構造は鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造の地上2階建てで、旧庁舎にはなかった女性専用スペースを新設した庁舎となっております。

次に、3ページを御覧ください。3ページをお願いいたします。

入札の概要でございます。

本工事における入札参加資格の事前審査において、申請のあった特定建設業者6者はいずれも資格要件を満たしており、そのうち4者から応札がございました。令和7年7月31日に開札をしたところ、丸信工業株式会社が税別7億8,400万円で落札しましたので、本定例会において議会の議決をいただき、工期を議会議決の日の翌日から令和8年10月30日とし、本契約を締結しようとするものでございます。

以上、議案第9号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 御苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） なければ質疑を終結します。

次に、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第9号契約の締結について」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願いま

す。

(賛成者起立)

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（麻生安夫君） 次に、日程第15「議案第10号変更契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石崎事務局長。

○事務局長（石崎康志君） 「議案第10号変更契約の締結について」御説明申し上げます。

本案は、新最終処分場土木建築工事について工事内容の変更に伴い、変更前の契約金額の42億7,768万円に5,496万7,000円を増額し、変更後の契約金額を43億3,264万7,000円とし、請負者、日本国土・片岡工業特定建設工事共同企業体と令和7年8月20日付で仮契約を締結しましたので、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

この契約の予算につきましては、6月の議会臨時会において御可決いただいたものでございます。

2ページをお開きください。2ページをお願いいたします。

6の変更理由といたしましては、土木建築工事において調整池の町道側のり面部が崩落したため、その対策として地盤改良を施工したことに伴い、工事請負額の増額変更を行うものでございます。

次に、3ページを御覧ください。3ページをお願いいたします。

今回、施工いたしました地盤改良工事の数量増減表となりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

以上、議案第10号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決下さいますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 御苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） なければ質疑を終結します。

(「なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第10号変更契約の締結について」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16「議案第11号教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者、市原淳君。

○管理者（市原 淳君） 「議案第11号教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて」御説明申し上げます。

本案は、当組合の教育委員会委員でございました御園正二氏が令和7年6月18日付で辞職され、現在、教育委員1名が欠員になっていることから、睦沢町教育長の鵜澤智氏を任命し、議会の同意を求めるものでございます。

鵜澤氏は、令和3年6月より睦沢町教育委員会教育長に就任され、当組合の教育委員会委員に適任と考えるものでございます。

以上、提案理由を御説明申し上げました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 御苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認め、これより採決に入ります。

「議案第11号教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて」を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり同意されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議に係る会議録の調製に当たり、字句その他細部の調整を要するものについては、会議規則第43条の規定によって議長に一任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これをもって、令和7年第2回長生郡市広域町村圏組合議会定例会を閉会といたします。
御苦労さまでした。

午後1時23分閉会